

舞市病第13号  
平成28年6月1日

舞鶴市議会議長  
桐野正明様

舞鶴市病院事業  
舞鶴市長 多々見良三  
(公印省略)

債権の放棄について  
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	病院及び診療所の 使用料等	50 件	1,381,429 円	債務者所在不明 (条例第 6 条第 1 号 ア該当)	平成 28 年 3 月 31 日	市民病院管理部 総務課	
2	病院及び診療所の 使用料等	4 件	4,034 円	小額債権 (条例第 6 条第 1 号 ウ該当)	平成 28 年 3 月 31 日	市民病院管理部 総務課	
3	病院及び診療所の 使用料等	2 件	52,590 円	債務者接触不能 (条例第 6 条第 1 号 エ該当)	平成 28 年 3 月 31 日	市民病院管理部 総務課	
4	病院及び診療所の 使用料等	1 件	61,649 円	相続人不存在 (条例第 6 条第 2 号 該当)	平成 28 年 3 月 31 日	市民病院管理部 総務課	
合計		57 件	1,499,702 円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。